

《 論 説 》

中世キリスト教徒による「正しい」暴力行使 (1)
——グラティアヌスの教令集法律事件23を素材に——

周 圓

- I 中世盛期までの正戦思想の発展
- II グラティアヌスの教令集
- III 法律事件23の構想
(以下次号掲載予定)
- IV キリスト教徒による暴力行使の前提
- V 正しい暴力行使の基準
- VI 法律事件23の意義

I 中世盛期までの正戦思想の発展

戦争は人類の歴史とともにあり続けてきた、とあってよいほど繰り返されてきた。それゆえに、戦争をめぐる思想も同じく古くから存在した。ヘブライ人は戦争を神の意思を実現する手段だと認識していたが、古代ギリシア人は戦争を、死すべき人間が不滅の名声を獲得する機会だと考えていた。また、ゲルマン人は正々堂々と対峙する力の激突を崇めた一方で、中国人は昔から智将こそを崇拜し、知恵を絞った策略を対決させることに心酔してきた。古今東西、戦争をめぐる考え方はこれほどにも多種多様に存在していたが、筆者はこれまで、その中でも主に西洋の正戦論を研究の対象に選んできた。というのは、西洋の文明とそれがもたらした数多くの所産こそが多岐にわたって今日の世界に決定的な影響をもたらしており、戦争をはじめ国家間の諸関係について考察した西洋の思想もまた例外ではなく、現代国際法の礎石となっているためである。そして、西洋の戦争に関する思想の中で、正戦論は疑いもなく最も重要な概念の一つとして存在してきた。

正戦はラテン語“*bellum iustum*”の訳語であり、「正しい戦争」を意味する。その思想は古代ギリシアにおいてすでに芽生えていた。思弁に長じたギリシア人は、ペルシア戦争やペロポネソス戦争など世界史に名の残る激戦を遍歴し、戦争の中にある是非に関する思索を始めた⁽¹⁾。しかしながら、“*bellum iustum*”という言葉を実際に使い、正戦について明確に論じた最初の人物はローマ共和政末期のキケロである。彼の正戦論は、開戦の正当な原因及び宣戦の正式な形式を重視したものであり、そこにはローマ法の思考様式とストア的な倫理観が融合された痕跡をはっきりと見て取ることができる⁽²⁾。ローマが遂行した戦争の実態は、キケロの考える正戦としばしばかけ離れたものであったが、しかしそれにもかかわらず、ローマの領域拡大と「ローマの平和 (*Pax Romana*)」の確立に伴って、キケロの思想は各地の知識人に広範な影響を及ぼし、世俗的な正戦論の源流となった。

一方、ローマ帝政の確立後まもなく、以後の世界史に重大な役割を演じることになるキリスト教が誕生した。初期のキリスト教会とその指導者はローマ帝国に強い反感を抱き、あらゆる暴力を拒絶する絶対平和主義を奉じていたが、西暦313年ローマ皇帝コンスタンティヌスがキリスト教に入信したことをきっかけに、世俗の統治者との連携を強め、ローマ帝国により行われた戦争と暴力を正当化する方向へ転じた⁽³⁾。この時期から、正戦に関する思想は聖アンブロシウスなどの教父たちの著作の中に見受けられようになった。後に、最も偉大なるラテン教父と評価されることとなる聖アウグスティヌスもまた、後世の研

-
- (1) たとえば、プラトン『国家』470c、田中美知太郎・藤沢令夫訳『プラトン全集』11巻（岩波書店、1976年）、386頁；アリストテレス『アレクサンドロスに贈る弁論術』1425a、山本光雄・斉藤忍随・岩田靖夫訳『アリストテレス全集』16巻（岩波書店、1968年）、同『政治学』1255a、山本光雄・村川堅太郎訳『アリストテレス全集』15巻（岩波書店、1977年）、15-17頁、同『ニコマコス倫理学』1177b、加藤信朗訳『アリストテレス全集』13巻（岩波書店、1973年）、342-344頁。
- (2) キケロの正戦論が集中的に表れた著作は、『義務について』1巻と3巻、泉井久之助訳（岩波書店、2000年）、及び、『国家について』3巻、岡道男訳『キケロ選集』8巻（岩波書店、1999年）などがある。
- (3) 伝説の範疇ではあるが、そもそものコンスタンティヌスの改宗の契機自体がミルウィウス橋の戦いと結びつけられて語られていることにも留意する必要がある。

究者に「正戦論の創出者」と呼ばれるほどに、その著作の中で正戦について数多く言及している。アウグスティヌスはケケロから影響を受けているが、その一方で、戦争遂行者の意図を重視し、キリスト教の倫理道徳に基づいてその正義が判断されるべきであると主張した。正戦を神の意にかなうものと位置づけたアウグスティヌスの正戦論は、初期キリスト教会が奉じた絶対平和主義に正式に終止符を打ち、正戦論のキリスト教の源流を形成させた。

西ローマ帝国が滅亡した後、ヨーロッパは戦禍頻繁な暗黒時代に突入した。聖俗問わず人々は戦争について深い思索を巡らせる暇もなくとにかくそれを実行して生き残ることに腐心した。キリスト教会は教皇グレゴリウス1世やレオ4世などの指導者の強力なリーダーシップの下で、教会内部に多発した異端者・離教者の紛争に対処したばかりでなく、世俗の権力者の間でも樽俎折衝を繰り返し、数々の難局を切り開きながら生き延びた。一方、世俗社会において、混戦の末に成立したカール大帝のフランク王国はやがて分裂し、ローマ皇帝の冠は結局オットー1世が創立した神聖ローマ帝国の皇帝の頭上に輝くことになったが、封建制を特徴付けた群雄割拠の状況は変わらず、混戦ばかりが続いた。

ところが、混乱の中世が長く続いたヨーロッパには、紀元後千年を越えてから、徐々に変化が現れ始めた。伝統的な区分法が、西暦500年代から1500年代の間を西欧の中世だと認定するが、最近の研究によれば、12、13世紀の間に西欧社会の各方面に渡り、大きな変革が訪れたということが判明している⁽⁴⁾。世俗社会において、都市が目覚しい発展を遂げ、「自由」の思想が都市の間で伝播され、庶民の気質は素朴で従順な農民から活気溢れる市民へと変貌した。航海技術の急激な進歩と地中海貿易の繁栄が互いに促進の要因となり、結果として西欧における貨幣経済を著しく推進した。経済力の増長が発言権を強め、

(4) 筆者のこの観点は勝田有恒・森征一・山内進編『概説西洋法制史』（ミネルヴァ書房、2004年）の第2部から由来する。また、マルク・ブロックも『封建社会』1巻2部1章、新村猛・森岡敬一郎・神沢栄三・大高順雄訳（三陽社、1973年）において、12世紀を境に封建社会を2つの時期に分けた。

都市は各種の特権を皇帝に承認させ、自治を行うようになった。これを機に、皇帝の権威はますます衰退した。

一方、キリスト教会内において、11世紀後半から、教皇グレゴリウス7世が始めた教会の改革を発端に、聖俗分離革命が起きた。教皇を頂点とする教会独自の秩序と身分制度を設立し、世俗権力からの影響を排除することは聖俗分離革命の趣旨である。それに反発した皇帝との間に聖職叙任権闘争を敢行した結果、グレゴリウス7世が教皇権の全盛時代を築いた。また、西欧社会に横行する暴力を抑制するために、教会は同じ時期に「神の平和」と「神の休戦」を代表とする平和運動を推進した。さらに、教会の有効な煽動により、聖地エルサレムの奪還を目指す十字軍が――一面では狂信的に、他面においては各国の絡まりあった利害感情のもとに――アジアへ送り込まれることが開始された。疑いもなく、聖俗両方にわたり起きたこれらの数々の変革は、中世の閉幕を加速し、近代の到来を予示したものである。ゆえに、12、13世紀を分水嶺とし、それ以前を封建制を特徴とする伝統的ないわゆる「中世」とし、それ以後を近代へとつながる、近世とも呼べる時代だと考える時代区分には合理性があると考えられる。

中世が近世へと急激に転換するこの時代にあつて、正戦論も相応の発展を遂げることになっただろうことは容易に推測できる。なぜなら、変革というものはしばしば新たな様式の戦争を伴って現れるゆえに、戦争をめぐる思想の発達もまたそれによって刺激される。古代にあつても、キケロは共和政から帝政へ移行し、世界帝国へ変貌しようとしたローマに生き、まさにその過程の中で命を落した。アウグスティヌスは東西分裂し、衰亡の一途を辿ったローマ帝国に生き、ローマの陥落に衝撃を受け、大作『神の国』の執筆を始めた。2人ともに時代の変わり目に遭遇したことが契機となり、周囲に起きた新たな事態について思索を深めることで、それぞれの理論を創出したといえよう。これと同様に、西欧社会が中世から近世へ移行する時期においても、戦争はそれまでなかった形を呈していたのである。中世初期から恒常的に行われてきた封建王侯の間の勢力争いはともかくとしても、教会が帝権の密接な関係性を維持する方

針を一変させ、味方する諸侯を利用し皇帝と正面切って争ったり、十字軍が組織され遥々小アジアへ赴きイスラム教徒との対決を行ったり、都市が特権を得るために同盟軍を結成し皇帝に反旗を翻したりといったこれらすべての事態は、伝統的な中世において起きたこともなければ実現性を伴って想像されたことすらなかったようなものであった。このような状況は、同時代に生きるヨーロッパの知識人が持つ戦争観念に一石を投ずるには十分だっただろう。

では、当時の知識人は正戦についてどのように考えていたのだろうか。実は、この変革期に当たり、ヨーロッパの学問界にも大事件が生じていた。それは、他ならぬローマ法の復興であった。11世紀にユスティニアヌス帝の法典が再発見され、それを研究の対象とし、註釈を付した法学者たちがボローニャに集まり、註釈学派を形成した。それに伴い、ローマ法を学ぶ風潮が迅速にヨーロッパ中に広まり、各地から法学を志す学生たちが押し寄せたことにより、ボローニャに大学が誕生した。しかしながら、ボローニャ大学を拠点とし、当時のローマ法研究を主導していた註釈学派の法学者たちは、戦争について多くは語らなかった。その関心は圧倒的に私法に対して向けられていたのであり、正戦論の領域においては、彼らは単にキケロの理論を継承しただけで、現実に類発する各種の暴力衝突や十字軍の運動に目を向けることはなかった⁽⁵⁾。千年余りの年月の隔たりや、社会状況の劇的な変化を考えるならば、キケロの正戦論が中世において現実性を持たないのは明らかであったにもかかわらず、である。

ところが、戦争に興味を抱かなかったローマ法学者に対して、キリスト教会に属する知識人は、戦争についてより活発な思索を展開した。キリスト教の教義の中に、信者による暴力行使に反対し、それを禁ずるものが多く記されていることを理由として、彼らは世俗の知識人よりいっそう敏感に、流血や殺人の問題性に対して取り組むこととなった。くわえて、世俗におけるローマ法の復

(5) 中世のローマ法学者の戦争観念について、Frederick H. Russell, *The Just War in the Middle Ages* (Cambridge University Press, 1997), pp. 40-54.

興と大学の誕生に刺激を受け、これと時期を同じくして、カノン法学と神学も画期的な発展を遂げていたため、教会に属する知識人は、中世初期に生き教会の存続に没頭した先達たちに比して、物質的にも精神的にもより多く余裕を持ち、戦争に対する観察と思考を理論のかたちにとまとめることが可能であった。そして、その代表となる人物こそは、12世紀のカノン法学者グラティアヌスと13世紀の神学者トマス・アクィナスである。グラティアヌスは自らが編集した教令集の中で、アウグスティヌスの著作にある、正戦に関わる内容をほぼ完全なかたちで抜粋するとともに、そこにおける論理性を深めた。一方のトマス・アクィナスは、大著『神学大全』において、正戦の三要件を明示し、後世の正戦論者に多大な影響を及ぼしたとされる。

しかし、2人の正戦論を比較してみると、その差異は一目瞭然である。簡潔明晰な理論体系を構築したトマス・アクィナスに対して、グラティアヌスの教令集における正戦論は、論拠が大量であり論述も煩瑣であるがゆえに、論点が不明瞭で体系が不分明である。また、トマス・アクィナスの正戦論には変革が起こった後の近世的な明快さが現れているが、グラティアヌスの正戦論には変革のさなかにある迷妄と躊躇が溢れており、いたって中世的なものだといわれている。そのなかで本稿は、そのように「中世的」とも評される、グラティアヌスの教令集における正戦論を対象に論じたい。なんとなれば、グラティアヌスの教令集は西欧社会が中世から近世へ転換する真只中に生まれたものであるというだけでなく、その出現こそがカノン法学の発展を画期的に推進し、それでまた社会変革のエネルギーと化したからである。実際、トマス・アクィナスの正戦論がグラティアヌスの教令集に集録された内容を素材として創出されたものであることは明らかであり、彼がグラティアヌスから与えられた刺激とエネルギーがなければ、正戦論の系譜も国際法の歴史も変わっていたかもしれない。それゆえ、グラティアヌスの教令集における正戦論を分析する際には、彼が変革の時代に生きていたという点も十分に考慮し、その正戦論の文理的な内容だけでなく、それが有する時代的な意義についても考察することが望ましい。また、アウグスティヌスからの継承とトマス・アクィナスに与えた啓発と

いう過去と未来の両面を意識しつつ、さらにはキケロの源流を汲む世俗の正戦論と対比して、正戦論の系譜におけるグラティアヌスの位置を確定することも求められるだろう。以下ではこれらを念頭に置きながら、グラティアヌスとその教令集、およびそこに示された正戦論について論を進めて行きたい。

II グラティアヌスとその教令集

1. グラティアヌス

グラティアヌスの生涯は謎に包まれ、後世に伝えられていることが非常に少ない。その原因は彼が神秘的な人物であったためではなく、むしろ平凡な人生を過ごしていたゆえ、歴史的な記録にほとんど名前を記されなかったところに見出せる。通説的な見解によれば、グラティアヌスはトスカナ (Toscana) のチウシ (Chiusi) に生まれ、若いときにカマルドリ会の修道士となり、後にボローニャ (Bologna) のサン・フェリックス (St. Felix) 修道院で神学やカノン法の教師を務めていたという⁽⁶⁾。しかし、グラティアヌスの教令集の作者の生涯に関するこうした記述の多くは、教令集がヨーロッパに普及してからカノン法学者により付け加えられたものであり、今日の学者が教令集と同時代の一次資料を調べた結果、「グラティアヌス」という名前が現れたのはたったの1件しかなかった、という報告がなされている。1143年、枢機卿ゴイゾ (Goizo) が教皇の命令を受け、ヴェネツィアである事件を審理したとき、3人の専門家に助言を求めている。そのうちの2人はボローニャの法学者であると考えられ、もう1人の名は「グラティアヌス」であった⁽⁷⁾。もしこのグラティアヌスが例の教令集の作者と同一人物であれば、ゴイゾ枢機卿に協力したこの事件は

(6) John T. Noonan, *Canons and Canonists in Context* (Goldbach, 1997), p. 3*. グラティアヌスを紹介する本節の内容の多くはこの論文から得たものである。また、グラティアヌスとその教令集の成立過程について紹介する和文文献として、淵倫彦「[ヨハンネス] グラティアヌス」、勝田有恒・山内進編著『近世・近代ヨーロッパの法学者たち——グラティアヌスからカール・ショミットまで』(ミネルヴァ書房、2008)、12-26頁。

(7) この記録に関する記述は Noonan, *op. cit.*, p. 29* にある。

恐らく彼が生涯を通じ参加した公的活動の唯一の記録になったのであろう。しかし残念ながら、そのような断定は安易に下せるものではなく、教令集の作者の公式活動も推測の域に止まらざるをえない。

上に述べた事情で、グラティアヌスの生没年が確定できないことは明らかである。われわれは、教令集が12世紀後半よりヨーロッパ中に広まったことを考え、グラティアヌスが大体12世紀前半に生存していたという推測で満足しなければならない。また、グラティアヌスの身分に関しても、修道士であるとする通説を、古今の学者が全員一致で支持しているわけではない。そもそも最初にグラティアヌスが修道士であると記したのは1170年以前に書かれた簡単な註釈書『パリシエンススの要約 (*Summa Parisiensis*)』であるが、これについて、その註釈書の作者—彼自身もその姓名が明らかではない—はただ、教令集の中に修道士に関わる言及が多く、しかもグラティアヌスが比較的修道士に味方する立場を示しているという根拠だけで、修道士だといひ加減に断定したのではないかとし、疑わしい視線を投げかけた学者もいる⁽⁸⁾。さらには、この註釈書が書かれた直後に、当時のモンサンミシェル修道院長を含め、グラティアヌスが実はチウシの司教であったと論じた者もひとりならず現れているが、12世紀のチウシの司教に関する資料は全く存在していないことから、司教説の真偽もまた簡単に確認できるものではない⁽⁹⁾。

さらに問題を複雑化しているのはグラティアヌスの職位に対する懷疑である。グラティアヌスは、教令集の普及当初から法学者に「師 (*magister*)」と尊称されていたが、そのことは彼が教師である不動の証拠であると思われてきた。しかし、「師 (*magister*)」という呼称は当時において教師だけでなく、裁判官や修道院長、さらには場合によって単に本の作者に対しても使うことができたものであった⁽¹⁰⁾。このようにぼろぼろに崩れ落ちたグラティアヌスの生涯

(8) Stephan Kuttner, "Research on Gratian: Acta and agenda", Proceedings of the Seventh International Congress of Medieval Canon Law (Monumenta iuris canonici, Subsidia 8; Città del Vaticano 1988), pp. 3-26.

(9) Noonan, op. cit., pp. 5*-13*

(10) ibid., pp.27*-28*

に関する通説的な確信に決定的な一撃を加えたのはアメリカの学者ウィンロースであった。彼の最近の研究によれば、グラティアヌスの教令集の最初期の写本は2つ存在しているが、集録した法文がより少なく、論理の体系がより明晰な第1写本に対して、それをベースにしながらかつ多くの法文を追加し、分量がより膨大である一方、体系がより不明確なものとなった第2写本の方が後世に伝わり、グラティアヌスの教令集として定着しているとする。そして、ウィンロースは、第1写本の作者はグラティアヌスである可能性は高いが、第2写本を編纂した者について何も伝わっていないこと、言い換えれば、7,800年に渡りわれわれがグラティアヌスの教令集として認知してきたこの画期的な書物の作者は実はグラティアヌスではない可能性があるということを示唆したのである⁽¹¹⁾。このように、グラティアヌスという人物に関しては、彼がグラティアヌスの教令集の作者であるという最後の確信すらも危うくなっているという一種シュールとも言える状況がもたらされている。

しかしながら、本稿の目的はグラティアヌスの教令集の真の作者が誰であるかを究明するところにあるのではない。ゆえに、その者の名がグラティアヌスであれ、他の誰であれ、それは本稿にとって大した意味を持たない。重要なのは、12世紀の前半にとある個人または複数人が存在しており、彼または彼らが後世にグラティアヌスの教令集と呼ばれる書物を書き上げた、という点である。彼または彼らは教養が豊かで、ローマ法の知識も十分に備えており、教令集の内容とスタイルからみて、恐らく教会に属する人間だと思われる。そうでなければ、そこまで優秀な人物であれば、同時代に活躍していたボローニャ大学の法学者のグループに加わり、ユスティニアヌス帝の法典に註釈をつけることに没頭して、教令集を書くようなことに着手するはずはないと考えられるためである。とはいえ、彼もしくは彼らは、教会の上層に加わる高位の聖職にも就いた者でもない。そうであったら、恐らく当時の文書に何らかの記録が残されているはずである。彼または彼らは普通のカノン法学者であり、ボローニャ

(11) Anders Winroth, *The Making of Gratian's Decretum* (Cambridge University Press, 2000), pp.122-145

大学でローマ法を講義した高名な教授たちと違い、知識の売買契約で莫大の富を築いたりもせず、質素に暮らしているが、その反面必要な書籍を閲覧したり使用したりすることが比較的に自由に許されていた立場にあった。普段の生活内容は、数多くない学生たちの指導と読書であっただろう。教会や法廷に意見を求められたときには助言を呈するが、そのようなことはあまりないゆえ、目立った公的な活躍も見せていない。そのようにしているうちに彼もしくは彼らは、現存の教会の法令が非常な混乱をなしていることを痛感し、教令集を編纂し始めたのであろう。彼もしくは彼らは、現代に生きるわれわれと同じく、編纂に際して前代の教令集を参考にしたり、以前に書き上げた部分に不満を感じ新しい法文を付け加えたりもした。ある1人の書いたものを、別の1人が少しばかり修正したり補足したりすることもあったかもしれない。それがウィンローズのいう第1写本と第2写本の差異の由来だという推測も差し支えないのであろう。以上のことから、教令集を著したこの個人または複数の人間を、すでに古くからカノン法学者と神学者に慣れ親しまれてきた通り、われわれも引き続き「グラティアヌス」という名をもって呼び続けたい。

2. グラティアヌスの教令集

さて、グラティアヌスが彼の教令集につけた正式の名前は『矛盾するカノンの調和 (*Concordia discordantium canonum*)』である。当時カノン法学の領域においては、同じ事項に関しても聖書の掟や教皇令、さらに教父たちの言説などが互いに矛盾している状況が多々存在しており、混乱をもたらしていた。キリスト教が誕生してから千年以上も経ち、当初のローマ帝国から迫害ばかり受けていた小アジアの地域教団からヨーロッパ全土を支配する世界宗教に発展していく過程の中で、各時期の指導者たちがと時の現実を踏まえ各自の問題を解決するために、聖書の異なる箇所を根拠にそれぞれの主張を唱え、あるいは同一箇所に対しても多様な解釈をなしてきたことがその背景にある。同じ事項をめぐる諸権威の学説が相互矛盾している状況はローマ法学にも存在していたが、世俗的な精神を持ち実務を重んじるローマ法学者は困り果てたときいっそう開

き直って、古典法曹の意見による多数決や彼らの権威に優先順位をつける方法をもって学説の相違を調整することもできた⁽¹²⁾。しかし、カノン法学者にとって、問題はそう簡単に解決できるものではなかった。なぜなら、聖職者でもある彼らにとって、神はもちろん、前代の聖人や歴代の教皇もまた、否定はもちろん順位付けをすることすら許されない尊い存在であったためである。

そのため、実務や教学の便利を図る目的で、中世初期からすでにさまざまな教令集が編纂されてきたが、それらのいずれも単なる法文の収集に過ぎなかった。確かに作成された時期や地域により収集された法文の内容と編成が異なっており、そこから編集者の構想や目的を一定程度読み取ることもできるが、体系性に欠けた法文の羅列はとうてい諸権威の間の矛盾を改善できているとはいえない。グラティアヌスはおそらくカノン法学におけるそのような混乱な現状を認識して、どの権威も否定せずかつ明確な順位付けも与えることなく、諸説の間の矛盾を軽減するという試みに挑んだのであろう。この作業は言うまでもなく豊富な知識と巧みな論理技術を必要とするものであり、かつ長い年月が費やされるものだったに違いない。作者がこの書物を書くためにどれほどの時間を要したか、また、この書物を完成したのはいったいいつだったのかという問題に関しては諸説があるが、いずれにしても、グラティアヌスの教令集は作者の長年の努力の末、12世紀の中期に世間に送り出されたという点に疑いはない⁽¹³⁾。

グラティアヌスの教令集は3つの部分から構成されている⁽¹⁴⁾。第1部「法律命題 (*Distinctiones*)」は101の法律命題を含み、各命題の下に複数のカノン (*Canon*) が組み込まれている。第1命題から第20命題までは「法源」論で、教令集全体の序文または総論の役割を担っている。第21命題から第101命題ま

(12) 町田実秀、『ローマ法史概説』Ⅱ (有信堂、1969年)、p. 249。

(13) Noonan, *op. cit.*, pp.16*-20*. 及び、伊藤不二男「グラティアヌス『教会法』の国際法学説史上の意義」、『法と政治の研究』(有斐閣、1957)、第2節。

(14) 以下グラティアヌスの教令集に関する紹介の多くは『概説西洋法制史』第2部第11章から由来する。

では、教会の位階や聖職者に関する事項を扱っている。第2部「法律事件（*Causae*）」はグラティアヌス自身が仮設した36の法律事件からなる。これらの法律事件は法的手続や刑法、教会財産、異端、婚姻や告白などに際して生じる問題についての説明を目的としているものであるが、あたかも現実起きた事件のように経緯が詳細に記述され、面白みに富んでおり、グラティアヌスが有していた想像力の豊かさをわれわれに存分に示してくれている。また事件の重要なポイントを提示するために、それぞれの法律事件の下に複数の法律問題（*Questiones*）が設定され、法律問題の下にさらにカノンが組み込まれている。そして、教令集の第3部もまた「法律命題（*Distinctiones*）」からなる。しかし、その数は5つと非常に少なく、婚姻を除く6つの秘蹟、すなわち、洗礼、堅信、聖体、告解、終油、叙階について規定しているゆえ、この部は後世のカノン法学者によって通常「秘蹟論」とも呼ばれている。第3部のいずれの法律命題の下にもまた複数のカノンが組み込まれている。

以上の紹介からも分かるように、グラティアヌスの教令集全体を通じて、カノンこそ最も基本的な構成要素である。3600も越えるカノンをまるでレンガのように積み重ねて、教令集という名の壮大な建物が構築されている。ラテン語の“*canon*”という言葉の訳語としては「法文」あるいは「条文」の語が用いられる場合もあるが、本稿では発音の片仮名表示「カノン」を用いたい。というのも、カノンはカノン法学の独自の概念で、その意味合いは非常に複雑であり、必ずしも法的拘束力のある法規の条文を意味するのではないゆえ、「法文」や「条文」の訳を使えば、世俗立法における用語法と混同される恐れが多分にあるためである。

グラティアヌスの教令集の中に集録されたカノンは多彩な出所を持っている。古代から中世グラティアヌスの生きる時代にまでにキリスト教会が開いた数多くの公会議や教会会議の決議もあれば、歴代のローマ教皇や各地の司教が発布した教令もある。このような部分はそもそもカノン法において法的拘束力を持ち、「教会法令」を意味するところの狭義の「カノン」でもある。しかし、グラティアヌスはそれにとどまらず、キリスト教徒の生きる道を指導する

原則となる聖書の教えはいうまでもなく、教父たちの著作や書簡、説教の言葉などもカノンとして、自らの教令集に収録している。さらに、キリスト教的な文書だけでなく、ローマ法やフランク王たちの法令といった世俗の立法も教令集の中に姿を現している。グラティアヌスはこれらさまざまな源流をたどるカノンを論拠として組み合わせ、互いに矛盾のないような結論に向かって議論を展開させているのである。

もちろん、物理的な条件による制約があったためであろうか、グラティアヌスは教令集の編纂にあたり、あらゆるカノンをもとの出所から直接引き出しているわけではない。実は教令集のテキストと引用された原文のテキストを対照してみると、一致しない箇所が数多く存在している。それはほとんどの場合グラティアヌスのケアレミスによるものではなく、参考にした先行法令集の文言をそのまま孫引きしたことによるものである。

実際に、実務と教学の便利を図るため、中世の初期からすでに教会または個人のイニシアティブにより法令集が編纂されていた。しかし、その多くは統一性や体系性に欠けおり、単なる教会法令の収集の役割しか果たしていなかった。

11世紀後半になり、キリスト教会が聖俗分離を唱える改革を推し進めたことにより変化が訪れる。世俗の権力者からの影響を排除し、教皇を頂点とする教会独自の秩序が設立されるにつれ、教会の法令を収録し整理する風潮が盛んになり、編集物の質も著しく上昇した。この時期に編纂された法令集の代表格とされるのが、ルッカの司教アンセルムス (Anselmus Lucensis) が著した『教会法令集 (*Collectio canonum*)』及びシャルトルの司教イヴォ (Ivo Carnutensis) の3部作である。13巻からなるアンセルムスの『教会法令集』はおよそ1083年頃に完成され、その論理的な構成が評価され、後のカノン法編纂作業や叙任権闘争をめぐる議論に大きな影響を与えた。また、イヴォは1093年から95年の間に、『三部集録 (*Collectio trium partium* または *Tripartita*)』、『教令集 (*Decretum 17 Partes* または *Decretum*)』、『概観 (*Panormia libri* または *Panormia*)』をまとめ上げた。『三部集録』は教父、教皇及び教会会議決議の年代記的記録で、次

に出された『教令集』の簡約版も含むものである。『教令集』は、11世紀初頭のヴォルムス司教ブルヒャルトが著した『教令集』をベースに、教父の著作やローマ法からの抜粋を加えたものである。『概観』は日常の業務に使いやすいようにコンパクトにまとめられたもので、カノン法の簡易百科事典といわれる。

これらの編集物はいずれもグラティアヌスが教令集を作成するときに参考とされている。そのほか、1120年頃完成されたサン・クリスゴノの枢機卿グレゴリウス（Cardinal Gregorius）が著した『ポリュカルプス（*Polycarpus*）』も利用された⁽¹⁵⁾。さらに忘れてはいけないのは、法令集ではないが、中世に広く使われた百科全書的書物である、セヴィリアのイシドールス（Isidorus Hispalensis, c. 560-636）が著した『語源20巻（*Ethmologiae*）』であり、特にその第5巻『法律と時間』はグラティアヌスに多くの素材を提供している。これらの先行法令集は、グラティアヌスの教令集が完成しヨーロッパ中に普及するにつれてほとんど使用されなくなり、学問の表舞台から姿を消した。それらはいわば、グラティアヌスの教令集のために素材を準備して構想を提示することによりその歴史的な使命を果たし、その知的な結晶はグラティアヌスの教令集を通じて後世に受け継がれたといえよう。

3. グラティアヌスの教令集の性質と影響

言い伝えによると、グラティアヌスは自分が担当するカノン法の講義のためにテキストを作ろうとして、教令集を編纂したとされる⁽¹⁶⁾。この説の信憑性はともかく、グラティアヌスは教令集の作成にあたり、教会やその他の公権威から発した命令を何ら受けなかったことは確かである。また、すでに本章の1節で分析したように、グラティアヌスは教会に属する人間である可能性が極めて

(15) グラティアヌスが利用した先行法令集に関しては、瀧倫彦「いわゆるグラティアヌスの正戦論について——*Decretum Gratiani, Pars II; Causa XXIII* に関する若干の考察」、『法生活と文明史』（未来社、2003年）の註73を参考した。

(16) 伊藤前掲、第2節。

高いが、高位の聖職についていたとは言い難い。ゆえに、教令集は公人としての職務の責任感というより、むしろ私人としての学問的探究心が創作の動機となっていると考えてよいだろう。それゆえ、彼の教令集は教会主導で編纂されたカノン法の法典と違い、その中に集録されたカノンは学問的な権威が高くとも、直接に法的効力に結びつくものではなかった。もちろん、公会議や教会会議の議決、または教皇や司教の教令から引用されたものであれば、そのカノンは依然として法的効力を有するが、そのような法的効力は決してグラティアヌスの教令集により付与されたものではない。あるいは、グラティアヌスの教令集に集録されたゆえ、大きな学問的な権威を振るうようになったカノンが、後に教会に慣習法として認められ、法的効力を備えた場合もあるが、それはあくまでも教会の承認により発生した法的効力であり、やはりグラティアヌスの教令集に集録されたことによって生じたものではない。その意味においては、グラティアヌスの教令集は疑いもなく私的な著作であったと考えるべきであろう。

次に教令集の命名に目を向けよう。カノン法学の領域において「グラティアヌスの教令集」、あるいは単に「教令集」という通称を得ているにもかかわらず、作者グラティアヌス自らが作品につけた名前は『矛盾するカノンの調和』である。言い換えれば、グラティアヌスの教令集が創られた当初の目的と完成した後に有した意義は、決して単なるカノンの収集ではなく、それよりむしろ矛盾するカノンを調和するところに存していたのである。グラティアヌスの教令集の中に大量のカノンが集録され、それ自体カノン法学のいわば倉庫となっていることは確かである。しかしながら、より重要なのは、グラティアヌスがこれらのカノンを一定の論理に従い論拠として組み合わせ、最終的に同じ結論へ向かい矛盾しないような調整を施しているという点である。この教令集の作成を通じて、グラティアヌスがカノン法史において評価されるべき貢献は、夥しいカノンをさまざまところから集めてきた機械的な作業に要した労力ではなく、カノンを互いに矛盾なく順序つけて整理するときに発揮された彼の論理的オリジナリティなのである。この意味において、グラティアヌスの教令集

は単なる法令集ではなく、学問的な著作でもある。グラティアヌスは教令集の随所にグラティアヌス自身の解説または註釈としての「グラティアヌスの言葉 (*dicta Gratiani* または *Gratianus*)」を挿入して、カノンを整合し全体の理論としての統一性を図った。数々のカノンを教令集という名の建物を構築したレンガに譬えるならば、「グラティアヌスの言葉」はまさにこれらのレンガを接着するセメントの役割を果たしたといえよう。

さらに、数的には「グラティアヌスの言葉」より少ないが、“*palea*”という言葉で示された追補も時々教令集のカノンの間に現れて、教令集の体系をいっそう明確にし、内容をいっそう充実させている。“*palea*”という言葉の意味については、いまだに学説上論争が続いている。追補を加えたグラティアヌスの弟子とされる人物パウカ・パレア (*Pauca Palea* または *Paucapalae*) の名前だという説もあれば、あるいは「追加」という意味の“*post alia*”のことだという説もある。“*palea*”はグラティアヌスの教令集が作成された後書き込まれたものと思われるが、「グラティアヌスの言葉」と同様にグラティアヌス自身の註釈が加えられた箇所もあり、グラティアヌス本人の意見とまったく関係がないわけではない⁽¹⁷⁾。教令集の作者とその周辺の人物に関する謎はいまさら解けそうもなく、しかも本稿の論題ではないから、ここではこれ以上踏み込むことはしないが、いずれにしても、「グラティアヌスの言葉」と同様に、こちらの“*palea*”もよき「接着剤」の役割を担っていることは疑いの余地はない。

グラティアヌスは、教令集を作成した後、それに基づいてカノン法の講義を行っていたといわれる。彼の講義を聴いた弟子たちを始め、多くの優れたカノン法学者たちもまた彼のテキストに補足を加えたり註釈を書き込んだりする形でそれを継承して発展させた。いっそう完成度が高められたテキストはその学問的な価値を認められ、法学においてヨーロッパ随一の名声を誇るボローニャ大学によりカノン法の教材として採用されるようになり、そしてたちまちヨーロッパ中の大学に広まっていった。教令集に註釈を付け加えるカノン法学者の

(17) 伊藤前掲、第2節。

グループはいわゆる「教令集学派 (Decretists)」を形成し、その権威は当時ボローニャ大学を中心に活躍していたローマ法の註釈学派と匹敵するほどであった。グラティアヌスの教令集は、カノン法学を神学から区別し、1つの独立の学問として確立する基礎を築いたのである。それに刺激されて、教令集学派を始めとするカノン法学者たちはカノン法とカノン法学を飛躍的に発展させた。

他方で、グラティアヌスの教令集は中世における神学の発展にも大きく寄与した⁽¹⁸⁾。教令集の時代において、神学の分野にはまだこれほど学術性と現実意義を備えたテキストは存在していなかった。グラティアヌスの教令集はその豊富な内容と統一した論理体系によって神学者を心酔させ、彼らの学問の基礎ともされた。カノン法学者と同様に、神学者たちもまた教令集に記された素材を引用したりグラティアヌスの観点を継承したりして、議論を展開させ研究を進めていった。中世のカノン法学者と神学者のいずれにとっても、それまで積み重ねられてきたキリスト教のさまざまな素材に対して「グラティアヌス師」がなした調和と整合は最も基本的で頼りになる、議論を展開するとき真っ先に考えなければならない出発点となっていたのである。

さらに、グラティアヌスの教令集は、学問の領域だけでなく、実務でも広く用いられていた。学校の講義で教令集を学んだ学生たちが卒業してから実務についた後でもそれを参考にするのはさほど不思議ではない。しかし、われわれが目しなければならないのは、グラティアヌスの教令集が実務においても十分に通用できる実用性を持っているという点である。なぜなら、この教令集は、聖書や教父の言葉、過去の公会議決議や教皇令だけでなく、新しい教皇令も多数含むことによって、歴史的であると同時に現代的な意義を持つ法典とみなされていたからである。くわえて、上述した通り、もともと法的効力を備えていなかったカノンがグラティアヌスの教令集に集録されたことによって、大きな学問的権威と影響力を得、教会により慣習法として認められ、法的効力を発揮できるようになったというケースもしばしば見られることから、法実務の

(18) Russell, *op. cit.*, p. 55

領域においてもグラティアヌスの教令集の影響は非常に大きいものであったと考えることができよう⁽¹⁹⁾。

カノン法学を基礎付けたグラティアヌスの教令集はいうまでもなく法学者だけでなく、公権力であるキリスト教会からも重視されるようになった。周知の通り、『グレゴリウス九世教皇令集』など教皇の命令により教会の主導で公的な法典が編纂されたことより、カノン法学者もまた、これらの教皇令集に註釈をつけ始め、「教皇令集学派（Decretalists）」と呼ばれる学派が成立した。しかし、グラティアヌスの教令集は依然として大きな権威を有しており、カノン法学の基礎文献として重んじられ、教会とカノン法学界からの関心は決して衰えていなかった。1566年頃には、教皇ピウス五世の命令に基づいて、五名の枢機卿と十二名の博士が「ローマの修正委員会（*Correctores Romani*）」を立ち上げ、グラティアヌスの教令集を補完にする作業に取り組んだ。17人の委員たちは14年もの長い年月を費やして、グラティアヌスの教令集のテキストと引用された原典を逐一比較検討し、グラティアヌスの誤りを修正した。この大変難しい作業は1580年ようやく完了し、その成果が物はそれ以上の加筆や修正を許されないグラティアヌスの教令集の公定版として、1582年にローマで出版された⁽²⁰⁾。ちなみにローマの修正委員会の1人は後に教皇グレゴリウス十三世となった人物である。彼は枢機卿時代にグラティアヌスの教令集の修正に携わったのであるが、教皇となった後も法典編集の熱意は衰えることなく、従来のカノン法典を包括的に校訂し出版することを企画し、1580年の教勅でそれに『カノン法大全（*Corpus Iuris Canonici*）』と命名した。『カノン法大全』は1918年の大改正で『カトリック教会法典』が制定されるまで、カトリック教会の公式の法典として効力を持ち続けていた。そして、その第1部の冒頭を飾ることとなったものこそが、グラティアヌスの教令集であったのである。

(19) この観点は『概説西洋法制史』第2部第11章から由来する。

(20) ローマ版の経緯に関しては、伊藤前掲、第2節。

Ⅲ 法律事件23の構想

それでは、こうした歴史的意義を有するグラティアヌスの教令集を紐解き、中世キリスト教徒に許されていた「正しい」暴力行使とは何だったのかについて考えていきたいと思う。従来より、グラティアヌスの教令集のなかでこれに関する記述は、第2部法律事件23に現れされていると考えられてきた。ここに示された正戦に関わる思想は、通説的に、あるいはまた本稿においても便宜上、正戦論と呼びならわしているが、しかしながら実のところ、法律問題23には正戦と直接に関わりを持たないカノンも多数存在している。また、たとえ正戦と関わりを持つとされ分析の対象となったカノンにおいても、グラティアヌス自身が正戦を論じようとする明確な意図をもって、法律事件23で言及したのかどうか定かでないものも多く含まれている。法律事件23を1軒の建物に譬えれば、そこには確かに正戦という種類のレンガが使われているが、そのようなレンガばかりに注目して、出来上がった建物はきっと正戦論に間違いのないという風に結論付けることはすべきではない。同様に、先入観にとらわれ、法律事件23はグラティアヌスが正戦を論述するために設定した法律事件であると判断するのも軽率の誹りを免れまい。

であるとすれば、グラティアヌスがいったい何のために法律事件23を設定して、どのような考えをもってカノンを抜粋羅列したのか。新たに生じてくるこの問題の答えについて、筆者は本節において探りたい。法律事件23の構想を究明することは、正戦に関わる内容の出現原因を明示し、それらの内容を理解する上では必要であるばかりでなく、グラティアヌスとその教令集に対する認識を深め、正戦論の系譜における彼とその著作を位置づけるにも有益である。また、正戦に関わる内容を分析した後の方が、正戦論の構想を紹介するには好都合であるばかりでなく、同じ内容に対し異なる理解を示す他の構想を紹介ときにおいても互いに対比ができて、着目点の差異が分かりやすいのである。それゆえ、これから法律事件23の構想をめぐりいくつかの推測を立てて検討していきたい。

1. 正戦論

法律事件23がまさに正戦論を論じるために設定されたという考え方を取る場合、その最大の根拠となるのはその下に置かれた法律問題2の設問であろう。ここではいかなる戦争が正しいのかという設問の下で、聖俗それぞれに源流を持つ正戦の定義が提示されているためである。さらに、この立場からその他の法律事件を考察するならば、法律問題1は「忍従の掟」に解釈を加え正戦の存在可能性を示しているとも考えられるし、法律問題3は友人への援助、つまり、不正な侵害に反撃することが正当原因となりうることを唱えている、と見ることできる。同様に、法律問題4は戦争と刑罰を結びつけ、不正な侵害を罰するという刑罰戦争の観念を掲げている。法律問題5は刑罰を通じて裁判官または正義側が、罪人つまり不正側に死をもたらすことができると説く。そして、法律問題6は不正側を懲罰する必要性を、法律問題7は奪われた財産を取り戻す行為の正当性をそれぞれ論じている。最後に、法律問題8は正戦における聖職者の役割を論述の対象とする、と考えられるのである。

しかしながら、特に法律問題4以降に対し以上のように解釈を加えるのはかなり強引な解釈であることは否定できない。そのため、法律事件23における正戦論を取り扱う際に、国際法史学者たちは従来、しばしば前の3つか4つの法律問題を取り上げ、その他の部分を省略して研究を進めている⁽²¹⁾。しかし、こうした立場を採る上での問題はそこにとどまるのではない。法律事件23における記述を全体的に見ると、もしその目的が正戦論について論じることにあると仮定すれば、無視することのできない問題点がいくつか存在しているのである。

まず、論理の構成が非常にアンバランスであるという点がたちどころに問題となる。カノンの内容から見ると、法律事件23において、「戦争 (*bellum*)」や「戦いを行う (*militare*)」というような言葉を使い、戦争と密接な関連を持つ

(21) この問題に言及したのは、伊藤不二男「グラティアヌス『教会法』における正当戦争論の特色——国際法学説史研究」第1節、『法政研究』26巻2号（1959）、123-145頁、及び、瀧（2003）、第1節。

(201)

内容は、主に法律問題1から3までに集中しており、法律問題4以後においては、直接刑罰や強制、異端などが主な論題とされているのである。法律問題8に関しては、正戦における聖職者の役割についての記述であると解釈することもできようが、法律問題7は明らかに異端者の財産処理のみ念頭におくものであり、正戦一般についてまで言及しているとは言えない。そして、カノンの分量から見ると、法律事件23の全8法律問題の中で、集録したカノンの分量が一番多いのは54カノンを有する法律問題4であり、その次は49カノンを持つ法律問題5である。それに対して、正戦論との関係がより明確な法律問題1から3は、合計しても21のカノンしか持たない。もし法律事件23が正戦論についての記述を構想したものであるとするならば、このようにカノンを配置するのは不可解としか言いようがない。

また、重要な用語についての説明が不足していることも問題となる。実のところ、正戦論の中で重要な意味を持つはずの用語に対して、グラティアヌスが何も説明を施さないのは珍しいことではない⁽²²⁾。たとえば、グラティアヌスは、君主こそが戦争を発動する権威を持っていると記しているが、中世にさまざまなかたちで存在していた封建領主の中で、いったいどのような君主がこれに当たるのか、といった点には説明がなされていない。同様に、「不正な侵害 (*iniuria*)」、「仲間 (*socius*)」、「報復 (*ulciscuntur*)」などの用語もまた、グラティアヌス自身はその意味するところについて詳しい説明を施しておらず、筆者はこれらを解釈する上で、法律事件23のあらゆる法律問題を全体的に考慮し、いくつかの可能性を分析した結果、それぞれたぶん一番妥当であろう見解を採用せざるを得なかった。しかしながら、もしグラティアヌスがこの箇所において正戦を論じようとする明確な意識を持っていたのであれば、これらの概念についてもっと具体的に説明してもよいのではないか。それだけでなく、そもそも法律事件23において、“*bellum*”と“*militare*”といった戦争を直接に表す

(22) 「君主」、「仲間」、「不正な侵害」、「報復」など重要な用語の意味が不明確であると指摘したのは、Russell, *op. cit.*, pp. 65-67

単語でさえ意味があいまいなまま用いられてしまっているのである。“bellum”は古代ローマの時代から国家が外敵を相手に行う正式な戦争というニュアンスを有するが、“militare”は個人単位の戦いも国家レベルの軍事行動も表すことができる。中世の文脈にあっては、詳しい定義を付さなければ、グラティアヌスが2つの言葉を用いてそれぞれどのレベルの武力衝突を意味させているかは簡単には確定できない。こうした用語についての説明不足は、実のところ、法律問題23における戦争についての論述自体が不十分であるゆえに発生した問題である。端的に言えば、正戦論についての記述を構想とするならば、グラティアヌスはこの箇所において、戦争をめぐるもっと論議を展開すべきであった。

さらに言えば、同時代のローマ法学者に比して現実に起きる戦争に比較的多くの関心を寄せているにもかかわらず、法律事件23に示された正戦論はまだ当時の実状に十分にアプローチしたものであるとは言い難い。教令集が編集されたのは、第1次十字軍がすでに成功裡にエルサレム王国を建設し、第2次軍派遣の気運が高まりつつあった時代であった。にもかかわらず正戦を扱う法律事件23において、グラティアヌスが異教徒に対する戦争に言及しながらも、十字軍に一言も触れていない点は全く不可解である⁽²³⁾。実のところ、法律事件23においてグラティアヌスが大々的に引用しているのはアウグスティヌスなど古代の教父やまたはグレゴリウス1世など中世初期の教皇の著作からの抜粋である。これは、一方ではアウグスティヌスやグレゴリウス1世が戦争に関して多く記したことゆえの結果であるとも考えられるが、他方では、グラティアヌスが少なくともこの問題に関しては、同時代のカノンに対し冷淡な態度をとっていたことの証左であるとも言えよう。グラティアヌスは、自身の論述においても、聖書に記された事例をしばしば列挙する半面、同時代の事件には触れることはなかった。

以上の分析からも分かるように、法律事件23についての記述は、正戦論を正

(23) 十字軍に関するグラティアヌスの沈黙について、Russell, op. cit., p. 83

面から扱うものとしては、そのアプローチ自体はともかく、完全で成功したものとはおよそ言い難い。しかし、法律事件23を指して、現代的な視点からでき損ねた正戦論だと判断してしまうのは軽率である。詳細は後に述べるが、実はグラティアヌスは、「正戦」という概念についてこそ知識を有していたものの、「正戦論」などというものには全く知見も興味すらも覚えていなかったと考えられるのである。そのように考えるならば、法律事件23における「正戦論」に関する記述の不完全さについても一定の合理的説明ができるだろう。また、そうした不完全さのみを理由として、「正戦」に関するグラティアヌスの論説を軽視することも妥当な態度とは言えないのである。

2. 異端鎮圧

第1節で考察したように、法律事件23が正面から正戦論を取り扱ったものだけは言い難いことという観点からすると、それは実は、異端鎮圧に関して論じることを構想したものだったのではないかという推測が浮上する。その論拠となるのは、何よりも法律事件23の事件設定それ自体である。ここでは、「自らが異端に陥っただけでなく、周囲のカトリック教徒まで危害を加えるようになった異端者を、カトリック教会が武力を用いて鎮圧した」というケースが想定されている。この観点から法律事件23を考察するならば、法律問題1と法律問題2は異端に対して戦争を発動する正当性を論じ、法律事件3は異端者から迫害を受ける周囲のカトリック教徒に援助を提供する必要性を唱えているとみることが出来る。また、法律問題4は異端者に対し懲罰を科さなければならないことを説いており、法律問題5でその懲罰に死刑も含まれると付け加えた後、法律問題6が異端者に加える強制の有効性自体を議論している。さらに、法律問題7において異端者の財産の没収が正しいとされ、法律事件8は異端鎮圧に参加した司教たちが戦闘の中で果たすべき役割について論じている、と考えられるのである。

もしこのように異端問題を構想したものと位置づけるならば、法律事件23の設定は非常に現実的な意義を帯びるものとなる。キリスト教はその創設当初か

ら内部にさまざまな宗派が存在し、教義の解釈をめぐり論争を繰り広げてきた。ローマ帝国の国教となった後には、教派の紛争が表面化し、しばしば帝国の治安を脅かすほど深刻な問題となっていたことは周知の通りである。それを解決するために、公会議が召集され、皇帝の権力を後ろ盾に正統な教会を擁護し、対立する諸説を次々と異端と決めていった。中世以降は、西方教会において異端の問題は東方ほど深刻ではなかったが、11世紀となると、その状況が著しく変わった。グレゴリウス7世が唱導した聖俗分離革命の理念に存在する急進的で原理的な一面は、聖俗にわたり大きな反響を呼んだと同時に、大きな混乱も引き起こした。その中でさまざまな異端集団がヨーロッパ各地に現れ、ローマ教皇の権威に快く服従しない地方の聖職者との間で勢いを相呼応し、カトリック教会の支配体制に対する反発が強まっていった⁽²⁴⁾。そのような状況の中で、グラティアヌスが異端鎮圧の構想を念頭に置き、法律事件23を設定したのだとしても不思議ではない。実際グラティアヌスは、教令集の第2部法律事件7の中で、以下のような記述を残している。

ここからして、アウグスティヌスも、第1の異端者の法律事件の中の、悪人を寛大に許す（という内容のカノン）において、「あなたは善人なのだから、悪人を寛大に許さない」と言ったのである⁽²⁵⁾。

「悪人は寛大に許す」という内容を持つカノンとは法律事件23の法律問題4に集録された第2カノンを指していると思われる。これには「悪人は善人により寛大に許されなければならない (*Quod mali sint tollerandi a bonis*)」という題名が付けられ、カノンの中の第1文は「あなたは善人なのだから、悪人を寛大

(24) 古代の異端については、今野國雄『ヨーロッパ中世の心』（日本放送出版協会、1997年）、第2章第1節、グラティアヌスの時代までの中世の異端については、H. グルトマン著、今野國雄訳『中世異端史』（創文社、1974年）、第2章から第5章。

(25) C. VII, Q. I, d.p.c.48: "*Hinc etiam Augustinus: 'Tu bonus tollera malum etc.' infra, de tollerandis malis, in prima causa hereticorum.*" 「異端者の法律事件」という言い方に関しては、瀧前掲、註8。

に許しなさい (*Tu bonus tollera malum*)」である。その典拠はアウグスティヌスの『主の御言葉に関する説教』とされている⁽²⁶⁾。このことから、教令集学派をはじめとする従来の教会法学者や神学者たちはこの法律事件23を「異端者の法律事件」と名づけてきた。

そればかりでなく、グラティアヌスの言葉のニュアンスからすると、法律事件23の後ろにまた別の「異端者の法律事件」が存在するはずである。それは、直後に続く、研究者により「第2の異端者の法律事件」と名づけられた法律事件24である。ここでその事件経緯と法律問題の設定を確認しておく。

異端に陥ったある司教が、彼の下にいる何人かの聖職者から聖務を剥奪し、彼らに破門を宣告した。司教の死後において、彼と彼の追従者が異端の罪で告発され、彼らの家族とともに有罪だと判断された。ここでわれわれが問う：一、異端に陥った者は、他の者から聖務を剥奪し、破門を宣告することができるか。二、人はその死後において破門されうるか。三、ある者の罪でその家族全員が破門されなければならないか⁽²⁷⁾。

事件の経緯と法律問題の設定から見れば、法律事件24は確かに異端者と密接な関連を持つ法律事件である。それが「第2の異端者の法律事件」であれば、「第1の異端者の法律事件」としての地位がすでに確定された法律事件23も異端者をテーマにしていることは間違いないのであろう。

(26) 第2カノンに集録された文章は実はアウグスティヌスの『ヨハネ福音書講解』からの抜粋である。

(27) CAUSA XXIV, GRATIANUS: "*Quidam episcopus in heresim lapsus aliquos de sacerdotibus suis offitio priuauit, et sententia excommunicationis notauit. Post mortem de heresy accusatus dampnatur, et sequaces eius cum omni familia sua. (Qu. I.) Hinc primum queritur, an lapsus in heresim possit aliquos offitio priuare, uel sententia notare? (Qu. II.) Secundo, an post mortem aliquis posit excommunicari? (Qu. III.) Tertio, an pro peccato alicuius tota familia sit excommunicanda?*" なお、本稿において、教令集からの引用はすべて *Decretum Magistri Gratiani, Aemilius Friedberg (instruxit), Corpus Iuris Canonici (Lipsiae, 1879)* に基づく。

しかし、実はこのように考える上で障害となる問題が存在する。教令集における「異端 (*haeresis*)」と「異端者 (*haereticus*)」といった言葉の出現頻度を調べた資料があるが、その統計結果を以下の図表で表示する⁽²⁸⁾。

	「異端 (<i>haeresis</i>)」	「異端者 (<i>haereticus</i>)」
教令集全体	171回	311回
法律事件 1	46回	107回
法律事件23	5回	24回
法律事件24	24回	67回

法律事件 1 はシモニア (*Simonia*、聖職売買) を取り扱う法律事件である。シモニアはまさに聖職叙任権闘争の最重要争点の一つであり、教会の改革を目指す教皇から異端と決められ厳禁された罪である。ゆえに、法律事件 1 において「異端」や「異端者」といった言葉が大量に現れても不思議ではないが、グラティアヌスはそれを「異端者の法律事件」と名づけていたりしなかった⁽²⁹⁾。他方で、法律事件23の全 8 法律問題に合計166カノンが含まれ、その数が88カノンしか有しない法律事件24の 2 倍ほどに当るにもかかわらず、法律事件23において異端と関わる言葉は法律事件24の実に 3 分の 1 ほどしか現れていないのである。もちろん、上の結果はカノンの内容を深く分析したものではなく、単に用語の出現回数に対する統計であるに過ぎないが、これだけでも、法律事件23は法律事件24ほど明示的に異端そのものを議論の対象にしているわけではないのではないか、という印象はやはり払拭できないのである。

また、法律事件24についても、当時教会に積極的に唱導されていた「神の平和」運動に賛同するカノンのような、異端と関係を持たない内容も多数集録されている。ゆえに、異端と関わる言葉が数多く現れているとはいえ、法律事件

(28) 淵 (2003) 註11において紹介された、Workkkordanz zum *Decretum Gratiani*, 第 2 巻、D-G のデータを元に作成。

(29) グラティアヌスの教令集におけるシモニア異端について、John Gilchrist, *Canon Law in the Age of Reform, 11th–12th Centuries*, IV.

24の目的を単に異端鎮圧と認定してしまうことは妥当ではない。法律事件24を全体的に見ると、異端というよりむしろ破門のほうがテーマとして相応しいとも感じられる。異端は、単に破門に処せられる罪の最も重要な代表として、事件設定に使われているのであり、それゆえ相關するカノンの出現頻度が高い、とも考えられる。そもそもグラティアヌス自身がこれを「異端者の法律事件」と呼称していることについても、法律事件のテーマを異端問題そのものとした、という意味ではなく、事件の設定に異端者が登場するという意味に過ぎないと理解することも可能であろう。同様に、法律事件23についても作者グラティアヌスに「異端者の法律事件」と言及されたという理由だけをもって、異端鎮圧をテーマとしたものである、と決め付けることは早計であろう。

3. 教会の物理的強制権

これらに対して、法律事件23は教会の物理的強制権に関わる理論の確立を目的としたものであった、とする見解がある。この着想は筆者自身のものではない⁽³⁰⁾が、法律事件23の構想をめぐる見解として非常に説得力があって筆者に刺激を与えたので、本稿においてそれを紹介した上で、筆者の評価を述べておきたい。

この見解は以下のような考えに基づく。聖俗分離革命以前において、教会がその裁定を強制し秩序を維持するために、主に「霊的強制 (*coactus spiritualis*)」という手段を用いていた。その内容は聖職停止、聖務禁止、破門などがあり、犯罪者の悔悛を目的として、身体的・財産的な処罰を伴わない。たとえ異端者に対しても、教会がただ破門を宣告し、その後の処罰は世俗の権力に委ねる、というのが教会法の原則であった。

しかし、グレゴリウス7世により推進された聖俗分離革命以降は、犯罪者の

(30) 教会の物理的強制権という側面に注目したのは、Stanley Chodorow, *Christian Political Theory and Church Politics in the Mid-Twelfth Century, The Ecclesiology of Gratian's Decretum* (University of California Press, 1972), pp. 223-246, 測 (2003) などの著作があるが、本稿は測 (2003) に基づいて紹介する。

強制をめぐる教会の理念に変化が生じ、靈的強制だけで教会の方針を貫徹するには不十分とする考えが強まった。そこで、「物理的強制 (*coactus materialis*)」の重要性が認識されるようになり、世俗の権力に頼りたくない教会は物理的強制権を自ら行使する必要性を意識するようになった。しかし、教会による物理的強制権の行使は、聖書の「忍従の掟」に反することになるがゆえに、グラティアヌスの時代においては、この問題をめぐり、神学者の間でも意見が一致していなかった。また、教義上の問題だけでなく、現実的に教会が自ら物理的強制権を行使するようになれば、今まで物理的な強制をすべて委ねてきた世俗の権力との間の関係も調整しなければならない。これらの問題を解決するための、理論の構築が急務とされていた。グラティアヌスはまさにこのような状況を認識し、教会の物理的強制権を念頭に置きながら、教令集において法律事件23を設定したのである。この見解においては、直後の法律事件24は、靈的強制がテーマとなっていると考えられる。

このように教会の物理的強制権を構想とするならば、法律事件23の各法律問題はそれぞれ以下のような役割を果たすことになる。法律問題1は「忍従の掟」という原理的問題を解決し、法律問題2は、どのような場合に戦争が正当化されるかという問題を取り上げている。法律問題3と法律問題4は、異端者を念頭に置きながら、それぞれ不正な侵害に反撃するため（すなわち防衛的）、あるいは、不正な侵害を罰するため（すなわち攻撃的）に強制力を行使することができるかという問題を検討している。そして法律問題5のテーマは教会の強制権には、究極の罰としての死刑を科す権限が含まれるか、もし含まれるとすれば、それはどのような犯罪に対して執行され、また誰がそれを執行すべきかという問題である。法律問題6は、異端者に物理的強制手段を用いて改宗させることが許されるかという問題が取り上げられている。法律問題7は、法律問題2で示された正戦の要件の1つである「財産を取り戻す」問題の検討にあてられている。最後に法律問題8では、流血を含む物理的強制権を聖職者自身が行使しうるかという問題が取り上げられている。

このように、法律事件23には確かに戦争と異端に関する内容が現れている

が、グラティアヌスが論じようとしたのは戦争自体ではなく、教会の物理的強制権の行使を象徴するものとしての戦争であり、異端ではなく、教会の物理的強制権が行使される対象の一例としての異端である、とするのがこの見解の趣旨である。グラティアヌスは、ここで「教会の物理的強制権の必要性を強く認識し」、「そのような教会の権限の存在根拠、その目的、それを行使する主体、行使するための条件、及びその権限が行使されるべき対象について、必ずしも異端者に限定されない一般的な異論枠組みを構築しようとする努力している」⁽³¹⁾のである。

さらに、法律事件23における教会の物理的強制権の構想は、恐らくルッカの司教アンセルムスから啓発を受けたものだと考えられている。その痕跡は、教令集におけるカノンの編成から窺うことができる。グラティアヌスの時代において、教令集の法律事件23に集録されたカノンはその内容により、大体先行法令集の「教会に関する犯罪について」及び「殺人について」という巻ないし章に収められていた。これは伝統的な区分法に基いている。たとえば、シャルトルの司教イヴォが自ら集録した『概観』の第8巻を「教会に関わる犯罪について」、『教令集』の第10編を「各種の殺人について」と題しているが、これは伝統的な区分法に従ったものと思われる。

それに対して、ルッカの司教アンセルムスは独自の区分法を採用した。アンセルムスは自らの著作『教会法令集』の第12巻を「破門について」と題し、霊的な強制を論じ、第13巻を「正しい罰について」と題し、物理的強制権に関するカノンを集録した。処罰としての死刑と殺人、物理的強制権の行使と戦争とが概念上明確に区別されていない伝統的な区分法と違い、アンセルムスの区分法は革新的で画期的なものといえよう。法律事件23のテーマを教会の物理的強制権と見る論者たちによれば、グラティアヌスもアンセルムスの影響を受け、法律事件23において物理的強制を、その次の法律事件24において霊的強制をテーマにしたという。

(31) 淵 (2003)、第5節。

この教会の物理的強制権説は時代の背景を十分に考慮し、法律事件23だけでなく、法律事件24との連携にも目を向け、さらに思考の源流まで明示したたいへん説得力のある見解である。しかし、筆者が思うにそこにも無視できない問題点が存在している。アンセルムスの『教会法令集』は非常にコンパクトな法令集で、法律事件23の構想に影響を及ぼしたとされる第13巻には29のカノンしか集録されていない。この点からすると、166カノンをもつグラティアヌスの法律事件23に決定的な影響を与えたというより、むしろその中の一部として吸収されたものとも考えるべきではないだろうか⁽³²⁾。アンセルムス『教会法令集』第13巻「正しい罰について」の主な吸収先は、刑罰の必要性を論じる法律事件23の法律問題4であり、その直後の法律問題5は、罪人を殺す問題を取り扱う点からも、イヴォの『教令集』第10編「各種の殺人について」の主な吸収先だと考えてよからう。8つの法律問題を擁する法律事件23は、先行法令集から適当な部分を取り、各法律問題の中に組み合わせた包括的な法律事件である。つまり、アンセルムスはその中の法律問題の1つについて構想を提供したといえるかもしれないが、法律事件23全体の構想を提供したとは言い難いように、筆者には思える。

また、法律事件23には、異なる意見を示すカノンが錯綜していることから、グラティアヌスが必ずしも教会の物理的強制権を明確に意識していなかったことが示唆される。この現象は特に法律問題4、法律問題5、法律問題8といった長い法律問題の中に現れている。悪人に罰を科さなければならないという結論をかるうじて出したにもかかわらず、その罰が誰によって下されるかとの問題に対し、グラティアヌスの意見はあいまいなままである。彼はカノンまたは「グラティアヌスの言葉」において、裁判官と兵士、教会に援助を提供する世俗権力、自覚のない神意の体現者などさまざまな立場にいる者を懲罰者として言及したが、教会自体も自らの力で罰を科することができるという結論には明確

(32) グラティアヌスが法律事件23の編集に当たり、利用した先行法令集及びそれぞれの法令数について、淵（2003）、第5節。

には達していない。逆に、聖職者がたとえ世俗の領主を兼任したとしても自ら武力を行使してはならないことが、法律問題8において明らかにされている。法律事件23を全体的に捉えると、戦争に関しては、グラティアヌスは聖職者の世俗権力からの独立を訴えているが、他方で刑罰に関しては、物理的な懲罰を世俗権力に委ね、教会と世俗権力との結託を唱えている。このようなグラティアヌスの態度は矛盾しているようにも見えるが、実はその根底に、聖俗分離革命以前の根源的な原則に立ち戻り、教会と聖職者の暴力との関わりはなるべく限定的に理解しようとする彼の思想が窺えるのではないだろうか⁽³³⁾。

4. 小括

以上に提示した法律事件23の構想をめぐる、正戦論、異端鎮圧、教会の物理的強制権といった3つの推測にはそれぞれ問題点が存在している。しかし、筆者の考えでは、このいずれも間違い。戦争、鎮圧、物理的強制、そこにはある共通のものが存在しており、それこそが法律事件23の主題であると筆者は考える。それこそが、暴力、あるいは暴力の行使である。

グラティアヌスが生きた時代は中世と近世の変わり目に当たっており、暴力の様式にも変化が生じつつある時代でもあった。グラティアヌスはその時代性に鑑み法律事件23において、暴力の種類を分別し、それらを行行使するときの基準をそれぞれについて整理しようとしたのではないだろうか。ここで考えるべきは、グラティアヌスの著作が公的性格を備えたものではなかった、という点である。そこにおいて示されるべき暴力行使の基準は、公的な職務を担う政策決定者向けに考案された統治理論というより、むしろ、その直接の実行者となるべき個人のために提供されたマニュアルとしての性格が強いものであった。ゆえに、グラティアヌスの議論は、「厳格には、法律的というよりも、神学的、道徳的である」⁽³⁴⁾。

(33) Russell, *op. cit.*, pp. 72-85、及び、伊藤 (1959)、第3節などは、グラティアヌスの見解では、教会が世俗的権利を保有するが、自ら行使しない、と考える。

(34) 伊藤 (1959)、第4節。

そこでは、正戦は確かに論じられた。しかし、ある戦争が正義にかなうかどうかの判断より、兵士として戦争に加わらなければならない1人の人間がキリスト教徒としていかに正しく振舞うかという点こそが、重要な論題となっているのである。

そこでは、死刑を含む刑罰も確かに論じられた。しかし、いかなる罪がいかなる刑罰に値するという量刑ではなく、罪を裁く立場にいる裁判官がいかに手中の権力を正しく使うかという問題をめぐり議論が展開されているのである。

そこでは、聖職者の戦争における役割も論じられた。しかし、その場合の論題は、戦争に当たり教会という組織全体がどのように政策決定をすべきかではなく、あくまでも個々の聖職者が個人として、個別の戦争においていかにその役割を果たすべきかという問題であった。

兵士や裁判官など職業により暴力と関わりを持たなければならない人々、そしてその立場により暴力と関わりを持ってはならない聖職者、これらの者が暴力の問題に直面するとき1人のキリスト教徒としていかなる基準に従い行動すべきかという問題を、グラティアヌスは法律事件23を設定して考察したのである。そして彼は、このいずれの場合においても共通している根源的な解答を導き出している。それは、「人間の良心に訴える倫理の基本原則」⁽³⁵⁾に他ならなかった。

—Yuan ZHOU・法学部講師—

(35) 同第4節。